

# 被相続人居住用家屋等確認申請書提出時に必要な書類一覧 (家屋又は土地及び家屋の譲渡の場合 令和5年3月現在)

国立市まちの振興課

## ① 被相続人居住用家屋等確認申請書 (様式 1-1)

- 国土交通省様式の申請書になります。国土交通省もしくは市ホームページからダウンロードください。
- 申請者(相続人)が複数存在する場合、申請者の数分申請書が必要になります。
- 2021年4月より申請者の印鑑は不要となりました。

## ② 被相続人(お亡くなりになられた方)の住民票除票の写し(原則、原本提出)

- 国立市役所にて取得ください。被相続人の死亡日、死亡時の居住地を確認します。
- 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合を除き、住民票除票に記載の住所が譲渡した家屋もしくはおおよそ敷地と同一住所であることが示せること。  
※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合には、被相続人の戸籍の附票が必要となります。

## ③ 相続人(相続した方)の住民票の写し(原則、原本提出)

- 相続人の居住する自治体にて取得ください。
- 相続時から敷地・家屋の譲渡の時までの間に、相続人全員が当該家屋に住んでいないことが示せること。
- 相続人全員分の住民票が必要です。
- 譲渡日以降に発行した住民票をご提出ください。  
※被相続人の死亡時以降に相続人が居住地を2回以上移転している場合、戸籍の附票が必要となります。

## ④ 土地、家屋の不動産売買契約書の写し

- 契約書全ページのコピーを提出してください。
- 家屋および敷地を譲渡した日付が相続日から3年を経過する年の属する12月31日まで、かつ、特例の適用期間である平成28年4月1日から令和5年12月31日までであることが示されていること。

## ⑤ 以下のいずれかのうち1つ

(被相続人死亡後、譲渡までの間家屋や敷地が事業や貸付けに使われていないことを示せるもの。)

1. 当該家屋における電気・ガス・水道いずれかの使用停止日がわかる証明書
  - ・当該家屋の住所が明記されていること。
  - ・原則、相続時から譲渡までの間に閉栓・使用停止されていること。
  - ・発行等についてはご契約されている電気・ガス・水道事業者にお問い合わせください
2. 宅地建物取引業者の広告の写し
  - ・家屋が現況空き家であることが示されていること。
3. 申請被相続人居住用家屋及びその敷地が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類  
(例:シルバー人材センター等、所在市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の譲渡の時までに管理を行っていることの証明書)

## ⑥ 返信用封筒(郵送返却を希望される場合)

- 請求者の住所、氏名を記入のうえ、切手を貼ったもの。
- 送料は全て請求者負担となります。

＜被相続人がお亡くなりになる直前に老人ホーム等に入所していた場合、以下の追加書類が必要（拡充要件）＞

**⑦ 被相続人が要介護認定等を受けていたことがわかるもの**

- (例)・介護保険の被保険者証の写し
- ・要介護認定等決定通知書の写し
  - ・市町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類
  - ・要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録

**⑧ 被相続人が老人ホーム等に入所した際の契約書の写しなど**

- 入所していた老人ホーム等の名称、所在地、種類がわかるもの。
- 住民票住所と入所していた老人ホーム等の住所が同一であることがわかるもの。

**⑨ 被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを容易に認められる書類 1 点**

- (例)・電気、ガス、水道の使用中止日が確認できる書類(老人ホーム等入所中にライフラインが使用されていたことがわかるもの。原則、契約名義が被相続人と同一であること。)
- ・老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録(老人ホーム等入所中に対象家屋を一定利用していたことがわかること。)
  - ・被相続人宛にその住居に送られた郵便物の写し(老人ホームなど入所中に対象家屋に被相続人宛の郵便物が送付されていることが確認できること。)

※提出いただいた書類のみで要件を満たしているかどうか確認ができない場合、追加書類の提出やヒアリングなどをお願いする場合もございますので、予めご了承ください。